– 誰もが自分らしく輝けるまちを目指して –

第2次坂井市男女共同参画推進計画

ライフ・パートナー (2021 ~ 2030)



◇第2次坂井市男女共同参画推進計画とは

本計画は、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野で、一人ひとりが互いに思いやり、協力し合い、性別に関わりなく個性を生かし、能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を目指すものです。

◇男女共同参画社会とは

男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法、第2条)と定義されています。

◇計画策定の<u>趣旨</u>

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

坂井市では、平成20年(2008 年)に「坂井市男女共同参画推進計画」、平成30年(2018 年)に「坂井市女性活躍推進計画」を策定し、課題解決に努めてきました。

令和3年(2021 年)3月にこれらの計画期間が終了するにあたり、成果や課題を整理し、少子高齢化・人口減少・ライフスタイルの変化など、多様化する社会情勢に総合的に対応するため、二つの計画を一体化して「第2次坂井市男女共同参画推進計画」として策定するものです。

◇計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年)から令和12年度(2030年)までの10年間とします。

ただし、数値目標においては、おおむね5年間を目途に設定し、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した適切な推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

| | 令和3年度 (2021) | 4 (2022) | 5 (2023) | 6 (2024) | 7 (2025) | 8 (2026) | 9 (2027) | 10 (2028) | 11 (2029) | 12 (2030) |
|-----|-------------------------------------|-----------------------|-------------|----------|-------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | | | |
| | 第二次坂井市総合計画 | | | | | | | | 第三次 | |
| | | | | | | | | | | |
| | 第二次坂井市まち | 第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略 | | | | 第四次 | | | | |
| 坂井市 | 第 2 次坂井市男女共同参画推進計画 ラブフンバーナーのローンの | 版] | | | | | | | | |
| | | 第2 | !次坂‡ | ‡市男 | 女共同 | 参画技 | 推進計 | 画(本 | 計画) | |
| | Signal in | | | | | | | | | |

◇計画のイメージ

男女共同参画を推進するための6つの柱(基本理念)を中心として、女性活躍推進計画の基本目標を重点目標として盛り込み、一体的に推進していきます。

坂井市女性活躍推進計画の基本目標

基本目標1:女性の職業生活における活躍の推進

--- 重視すべき視点1 男性中心型の働き方の見直しと女性活躍の推進

重視すべき視点2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本目標2:多様なライフスタイルの実現

🗕 重視すべき視点3 ワーク・ライフ・バランスが図られた社会の実現

重視すべき視点4 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり



平成30年3月「坂井市女性活躍推進計画」より



意識を変える 基本目標 I















職場や企業のみならず、家庭や地域等の生活の場においても、社会制度・慣行、教育、メディアが男女平等の意 識にどのような影響を与えているかを常に憂慮し、幅広い年齢層に対する啓発が必要です。また、将来を見通し た自己形成ができるよう、男女共同参画を推進する教育・生涯学習を充実することも重要です。

家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革

重点目標1

- (1)男女共同参画の視点からの社会制度・慣習・しきたりの見直し ★重点
- (2)市民の自主的な活動に対する支援・促進
- (3)男女共同参画に関する情報・資料の収集、情報提供の推進

な選択を可能にする教育・生涯学習の充実

重点目標2

- (1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- (2)学校・保育園等における男女平等の教育
- (3)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進



重点目標3

メディアにおける男女の人権の尊重

- (1)メディアにおける男女共同参画の推進
- (2)行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進

| | | 指 標 | 現 状(2020年) | 目 標(2025年) | |
|--------|--|--|-----------------------------|------------------|--|
| 数 値 | 市民意識調査 の回答 ・男女の役割や 地位に関する 意識 | ①「社会通念・慣習・しきたり」について 『平等になっている』と回答した割合 | (2019 年調査時) 11.5% | (次回調査時) 25%以上 | |
| 標 | | ②「家庭生活」について 『平等になっている』と回答した割合 | 29.1% | 40%以上 | |

基本目標Ⅱ 参画する

















働く女性の割合が増加傾向にあるなか、指導的地位への女性参画の拡大や職場における働き方・マネジメント のあり方を見直し、ワーク・ライフ・バランスが保たれる環境づくりは重要です。また、頻発する災害に備えて、男女 共同参画の視点を取り入れた防災施策に取り組んでいくことも必要です。

あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標4

(1)地域·企業·団体等における女性の参画の促進 ★重点 女性活躍

(2)女性の人材育成と情報の提供 女性活躍

(3)審議会等への女性の参画の促進 ★重点 女性活躍

(4)行政等における女性職員の登用拡大



| | | 指 標 | | 現 状(2020年) | 目 標(2025年) |
|--|---|-----------------|------------|------------|------------|
| | | 審議会・委員会等への女性登用率 | 28.8% | 40%以上 | |
| | 数 | 女性のいない審議会・委員会 | 8.2% | 0% | |
| | 数値 女性の管理職の割合 ※参照:坂井市特定事業主行動計画》 ※目標値は、計画期間(2019~2021年度)内で設定しており、2022年度より見直し予定 | ①管理的地位にある職 | 35% | 25%以上維持※ | |
| | | · · | ②課長職以上 | 15.8% | 10%以上※ |
| | | 直し予定 | ③部長職への女性登用 | | 部長職への女性登用 |

働く喜びを分かち合える職場づくり

重点目標5

(1)均等な雇用の機会と待遇確保の推進 女性活躍

(2)能力開発及び能力発揮のための支援

(3)働く女性の母性保護の推進



| | 拍 | 旨 標 | 現 状(2020年) | 目標(2025年) | | |
|----------|-------------------------------|--|----------------------------|---------------------------------------|--|--|
| | 女性活躍推進講座参加人 | 数 | 20 人 | (2020年~2025年 延べ人数) 200 人 | | |
| 数値 目標 | 「イクボス宣言企業」事業所 | 数 | 63 企業 | 80 企業 | | |
| 標 | 「イクボス宣言企業」における男性の育休取得事業所数 | | (2019 年調査時) 5 企業 | 15 企業 | | |
| | 市民意識調査の回答 ・男女の役割や地位に 関する意識 | 「男(夫)は仕事」、 「女(妻)は家庭」という 考え方に対する『反対』の割合 | (2019 年調査時) 20% | (次回調査時) 30%以上 | | |

重点目標6

やすらぎを感じ合える豊かなくらし

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備・社会的支援 ★重点 ★性話躍

(2)多様なライフスタイルに対応した支援策の充実



重点目標7

安心して子育て・介護ができる環境整備

(1)家事・育児・介護に対する男女の共同責任 ★重点 女性活躍

(2)男女が共に参画する福祉のまちづくりの促進 女性活躍

(3)男女が共に参画する地域づくりの促進



重点目標8

農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立

(1)地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し

(2)女性の主体性を生かす就業条件の整備 女性活躍

重点目標9

国際理解と交流の推進

- (1)国際理解のための学習の推進
- (2)国際交流の推進



男女双方の視点を生かした取組みの推進

重点目標 10

- (1)防災(復興支援を含む)における推進 ★重点
- (2)地域おこし、まちづくりにおける推進
- (3)環境保全における推進



《さかい男女共同参画ネットワーク研修会》



《平成 28 年度(2016 年度)イクボス共同宣言》



《さかい農業女史によるマルシェ》

基本目標 正 支え合う













高齢者や障がいのある人、増加傾向にあるひとり親家庭の家族は、社会的に弱い立場に置かれやすく、安定した生活が困難な状況にあります。性犯罪や性暴力、ストーカー行為、職場におけるハラスメント等のほか、重大な人権侵害につながる暴力は許されるものではありません。

多様な困難を抱える人たちに対するきめ細やかな支援を行うとともに、今一度、男女共同参画の視点に立ち、 社会全体が多様性を尊重し合い、安心して暮らせるための環境づくりを進めていく必要があります。

安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標 11

- (1)高齢者の自立支援
- (2)障がい者の自立支援
- (3)ひとり親家庭の自立支援

重点目標 12

あらゆる暴力の根絶

- (1)暴力を許さない社会環境の整備
- (2)配偶者・パートナー等からの暴力の根絶 ★重点

| Mr. | | 指 標 | 現 状(2020年) | 目標(2025年) |
|------|--------------------|---|----------------------|------------------|
| 数值目標 | 市民意識調査の回答・性と人権について | 「DV を受けたとき、どこかに 相談しましたか」の『はい』の 割合 | (2019 年調査時) 33.8% | (次回調査時) 40%以上 |

男女が共に思いやる健康づくり

重点目標 13

- (1)生涯にわたる心身の健康づくりの支援
- (2)妊娠・出産等に関する母子の健康支援
- (3)健康をおびやかす問題についての対策の推進



◇第2次坂井市男女共同参画推進計画と『SDGs』との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)とは平成 27 年(2015 年)の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された共通目標のことです。17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、国際社会全体の問題解決に協働して取り組んでいくことを決意したものです。

その中のゴールの一つに「ジェンダー平等の実現」があり、本計画においても、男女共同参画推進のための取 組みを着実に進めていくことにより、あらゆる分野において持続可能な社会の実現を目指します。

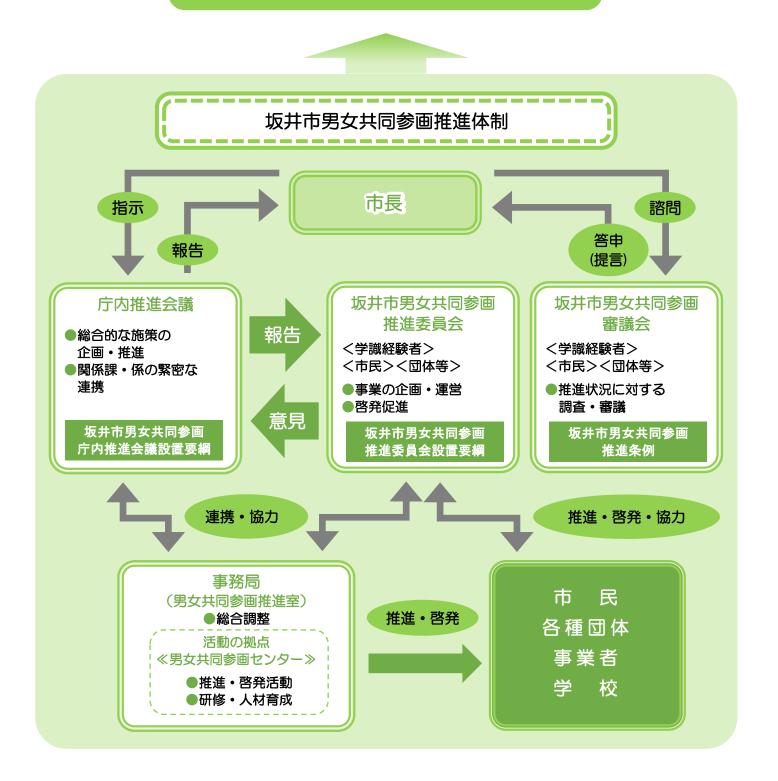
| 温から有失に進めて、くこにより、めりゅうカガにの、これがも形ませるの失れと自由しより。 | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|-----------------------|------------------|----|-----------------------|------------------------------|
| 1 ### #<********************************* | 貧困をなくそう | 2 | 2 ### (((| 飢餓をゼロに | 3 | 3 すべてのAに 対象と報社を | すべての人に 健康と福祉を |
| 4 質の高い教育を みんなに | 質の高い教育を | 5 | 5 ジェンダー平等を 実現しよう | ジェンダー平等を | 6 | 6 安全な水とトイレ を世界中に | 安全な水とトイレを |
| | みんなに | 5 | ₽` | 実現しよう | 0 | Ų | 世界中に |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | エネルギーをみんなに | 0 | 8 集きがいる 経済成長も | 働きがいも終済成長も | ٥ | 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 産業と技術革新の |
| \overline{\overline{\pi}} | そしてクリーンに | ٥ | | 倒さかいも経済以及も | 9 | | 基盤をつくろう |
| 10 Aや国の不平等 をなくそう | 人や国の不平等を | 11 | 11 住み続けられる まちづくりを | 住み続けられる | 12 | 12 つくる責任 つかう責任 | つくる責任つかう責任 |
| なくそう | ' ' | A | まちづくりを | 12 | CO | ノくの貝圧 フル・ブ貝圧 | |
| 13 無機変動に 具体的な対策を | 気候変動に | 1 / | 14 海の豊かさを 守みう | 海の曲かさを立てる | 15 | 15 Boats 6 | 陸の豊かさも守ろう |
| | 具体的な対策を | 14 |) | 海の豆からをすつり | 15 | <u> </u> | 性の音から ひすつ ノ |
| 16 早和と公正を すべての人に | 平和と公正を | 17 | 17 パートナーショブで 日根を達成しよう | パートナーシップで | | >>> □ | 数連合庁記わいター |
| ∑ | 学 すべての人に | | 889 | 目標を達成しよう | | 貝科・브 | 際連合広報センター |
| | # * * * * * * * * * * * * * * * * * * * | ● 算困をなくそう 4 ******** | | | | | #### 貧困をなくそう 2 ((() 飢餓をゼロに 3 |

◇計画の推進体制について

計画の推進にとって何よりも重要なのは、市民とのパートナーシップのもと、全庁体制で本計画に沿った取組みを確実に実施することです。

本推進計画を着実に実施するため、すべての施策を男女共同参画の視点で見直すとともに、庁内の推進体制を整備し、関係機関・企業・民間団体等と連携を図りながら、互いに協力し合う体制を確立します。

男女共同参画社会の実現



坂井市男女共同参画都市宣言

彩り豊かな自然、歴史と文化に恵まれた わたしたちのまち、坂井市 わたしたちは 性別や世代を超えた絆をもち ともに幸せを実感できる坂井市を築くため ここに「男女共同参画都市」を宣言します。



さ 咲かそうわたしたち一人ひとりの能力

男女がお互いに人権を尊重し 性別にかかわりなく個性と能力を発揮できるまちをめざします。

か 感謝しようお互いの協力

男女がともに協力し 家庭、地域、職場における活動が両立できるまちをめざします。

い 活かそうお互いの意見

男女がともに社会の対等なパートナーとして あらゆる分野に参画できるまちをめざします。

し 視点を変えて知ろう相手の立場と気持ち

男女がお互いの性を理解、尊重し 心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

平成 24 年 11 月 17 日

坂 井 市

発行 坂井市総合政策部まちづくり推進課 女性活躍推進室

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

TEL:0776-50-3018(直通) FAX:0776-66-4837 URL http://www.city.fuki-sakai.lg.jp